

7月12日(木)
(予定)

平成30年度国民健康保険税納税通知書 を発送します。

わが国では、職業や年齢に関係なく全ての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に参加している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。

なお、国民健康保険の広域化に伴う今年度の税率および算定方法の変更はありません。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131～1133)】



健康まつり 健康まもるくん

〔納税義務者〕

世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負います。

〔税額の算定方法〕

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、固定資産税額(資産割額)、被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとに算定し、その合計額が税額となります。算定額の詳細については、7月12日(木)以降に届く納税通知書をご確認ください。

区分	所得割額		資産割額		被保険者	世帯別
					均等割額	平等割額
算定基礎	総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額		被保険者の本年度中の固定資産税のうち土地および家屋にかかる部分の額		被保険者1人当たり	1世帯当たり
税率等	医療分	6.30%	25%		15,000円	10,000円
	後期分	1.80%	—		8,000円	—
	介護分	1.23%	—		8,100円	—

◆賦課限度額

税制改正により医療分の賦課限度額を4万円引き上げ、93万円になりました。(医療分58万円+後期分19万円+介護分16万円)

〔軽減制度〕

世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が軽減される制度があります。

◆軽減判定基準所得

税制改正により5割軽減および2割軽減の判定基準所得(下線の一部)を拡充しました。

判定基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円+(被保険者数および特定同一世帯所属者数× <u>27.5万円</u>)以下	5割軽減
世帯の所得が33万円+(被保険者数および特定同一世帯所属者数× <u>50万円</u>)以下	2割軽減

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。



軽減を受けるためには、世帯内の16歳以上のすべての国民健康保険加入者(前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方を含む。)の所得の申告が必要です。申告先は税務課窓口(1階⑫番)です。

〔特例軽減制度〕

非自発的失業に伴う国民健康保険加入の場合、税額を軽減する制度があります。

対象者…雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方

軽減額…失業した方の前年分の給与所得をその30/100とみなして算定

軽減期間…離職の翌日の属する月から翌年度末まで
※軽減を受けるためには申請が必要です。詳細はお問合せください。

〔減免制度〕

特別な事情(災害等)により、納税が困難であると認められる場合には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。(審査あり)

※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。

【納付方法】

4月から翌年3月までの12ヶ月分を次の方法により納付します。

◆普通徴収 8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法

◆特別徴収 4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法

※特別徴収は、下記の条件にすべて該当する方が対象となります。

①国民健康保険に加入している世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。

②世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である。

※年度途中で75歳になる世帯主の方は対象となりません。

③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超えない。

納税相談をご利用ください

滞納に至るには、様々な事情があります。納税相談の結果、被災・離職・病気になった場合など個々の事情により減免・徴収猶予・分割納付などに該当する方もいます。まずは、納付できない理由をお聞かせ下さい。平日等、都合のつかない方は休日・夜間開庁日をご利用下さい。

しかし、財産があり納税できるにもかかわらず納付していただけない方へは、納税の公平性を担保するため、次のような法的手段を行使する場合があります。

預貯金の差押え

銀行等の金融機関の預貯金について、町税の滞納がある場合には、調査を行い、差押えて税金に充当します。

所得税還付金の差押え

国税である所得税に還付があり、町税の滞納がある場合には、差押えを実施します。

生命保険の解約返戻金の差押え

生命保険に解約返戻金が見込まれ、町税の滞納がある場合には、内容により差押えを実施します。

給与等の差押え

生活をするための最低金額は保障されますが、それを超える部分について勤務先等へ調査を実施し、支払われる給与等に対して差押えを行う場合があります。

不動産の差押え

土地・家屋も差押え対象として、調査し公売を検討します。

動産の差押え

自動車・バイク等の動産も差押え対象として、公売を検討します。

搜索

滞納処分のため、必要があるときは、差押える財産等発見のため自宅等の搜索を行います。

町税の滞納については、行政サービス等の低下に繋がる恐れがあります。町では、今後も税の公平性を保ちながら、自主財源の確保と効率的な行政運営に努めてまいりますので町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

町税の収納状況

【現年度分】

【滞納繰越分】

		平成29年度	平成28年度	平成27年度			平成29年度	平成28年度	平成27年度
町税	収納額	3,901,003,381円	3,826,810,738円	3,765,966,090円	町税	収納額	50,402,257円	54,371,352円	53,222,599円
	収納率	98.85%	98.91%	98.70%		収納率	28.52%	27.01%	17.01%
うち 住民税	収納額	1,409,933,708円	1,373,728,499円	1,334,877,714円	うち 住民税	収納額	26,835,571円	28,661,282円	30,077,651円
	収納率	98.47%	98.47%	98.12%		収納率	40.49%	37.15%	20.97%
国保税	収納額	605,464,054円	624,671,570円	626,932,881円	国保税	収納額	36,765,780円	40,635,306円	43,233,752円
	収納率	94.55%	93.96%	93.22%		収納率	29.31%	30.06%	16.49%

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆7月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） **7月8日(日)**

【夜間】（午後8時まで） **7月25日(水)**

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係

【☎35-1221（内線1121～1125）】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡下さい。

固定資産税第2期・国民健康保険税第1期の納期限は **7月31日(火)**です。

税金のお納めには便利な **口座振替** をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

■65歳以上の方の介護保険料が変更になります

介護保険料額は介護保険事業計画に基づき3年に1度見直しが行われます。

町にお住まいの65歳以上の方(第1号被保険者)の平成30年度からの介護保険料が下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

詳細につきましては、7月12日(木)に発送予定の平成30年度介護保険料決定通知書をご覧ください。

問合せ…高齢者いきいき課【☎35-1243】

【介護保険料(平成30年～32年度)】

所得段階				年額(円)
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護被保護者等 老齢福祉年金受給者 本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円以下の方	26,100
第2段階			本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	43,600
第3段階			世帯全員が町民税非課税の方(第2段階に該当しない方)	43,600
第4段階	本人が町民税非課税	世帯課税	本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円以下の方	52,300
第5段階			本人は町民税非課税の方(第4段階に該当しない方)	58,200
第6段階	本人が町民税課税		前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,800
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	75,600
第8段階			前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	87,300
第9段階			前年の合計所得金額が300万円以上の方	98,900

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

後期高齢者医療保険に

加入している皆さんへ

■後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(火)までです。8月以降に医療機関等で受診される場合は、7月中に届く新しい被保険者証をご提示ください。

※新しい被保険者証は茶色です。

■保険料率の改定について

後期高齢者医療保険料は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成されています。

平成30・31年度の保険料率は次の通り改定となります。

【平成30・31年度】
均等割額…41,700円
所得割率…7.86%

(参考)
【平成28・29年度】
均等割額…42,070円
所得割率…8.34%

■均等割額の軽減について

世帯の所得が一定以下の場合には、均等割が軽減されます。軽減を受けるためには世帯内の被保険者全員および世帯主の所得の申告が必要です。

■高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度です。自己負担限度額は、個人もしくは世帯の所得により異なります。

これまで、課税所得に応じて4段階の限度額に分かれていましたが、今年度から6段階の限度額に変更になりました。また、各区分における自己負担限度額が変更になります。

詳細は7月中に発送予定の後期高齢者医療被保険者証に同封の案内をご覧ください。

問合せ…健康保険課医療年金係
【☎35-1222】

■上里町徘徊高齢者家族 支援サービス事業



GPSを利用した24時間365日対応の位置情報探索システムにより、介護している家族等からの依頼に基づき、専用端末機を持つ徘徊高齢者の現在位置を提供します。
対象者…介護保険の要介護認定で、要介護または要支援と認められた認知症高齢者で徘徊症状が見られる人を在宅で介護している家族等

費用(自己負担額)

- ①専用端末機のレンタル料：3,348円／月
- ②端末を取付け可能な専用靴を購入する場合は靴の購入費(金額は靴の種類による)
- ※亡失・き損した場合は別途19,278円かかります。
- ※加入料金(1名につき10,800円)は町が負担します。

問合せ…上里町地域包括支援センター
 (高齢者いきいき課内)【☎35-1243】

■「埼玉県介護職員 雇用推進事業等」参加者募集

県では、介護の仕事に興味がある方に対し、経験の有無等に応じて、研修の受講から県内介護事業所への就職まで幅広く支援しています。

○事業内容

- (1)介護職員雇用推進事業
- (2)介護の仕事体験事業
- (3)潜在介護職員復職支援事業
- (4)高齢者等介護職就労支援事業

○問合せ

株式会社シグマスタッフ大宮支店(受託事業者)

【☎048-782-5173】

○事業委託元：埼玉県(福祉部高齢者福祉課)

○HP：<http://www.kaigo-manabu.com/>

認知症の相談は地域包括支援センターへ

こんな時は早めにご相談ください。

守秘義務は遵守します。

- ・ご本人や家族が認知症かなと思ったとき
- ・認知症の方を介護していて困ったとき

日時…毎週木曜日(要予約)

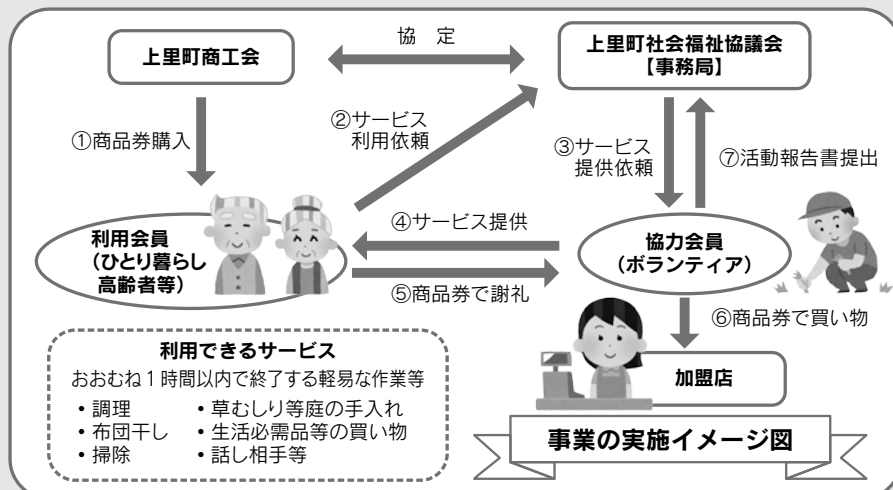
問合せ…上里町地域包括支援センター
 (高齢者いきいき課内)【☎35-1243】

協力会員大募集！

この事業は、ボランティア(協力会員)の協力があって初めて成立します。少しでも手伝える、という方、ぜひお問合せください。地域の皆さんでの「支え合いサービス」活動への参加をお待ちしております。

問合せ…上里町社会福祉協議会【☎33-42302】

- ▼社会福祉協議会では、町に在住するひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、ボランティア(協力会員)を派遣し、日常生活上の援助を行う「高齢者等生活応援隊」事業を実施しています。
- ▼サービスを利用する場合
- ▼利用料：1時間500円
- ▼利用方法：利用会員として社会福祉協議会に登録し、サービスの利用依頼をします。商工会で商品券を購入し、派遣されたボランティアからサービスの提供を受けたら、謝礼として商品券を渡します。
- ▼利用できるサービス：調理、布団干し、掃除、草むしり等庭の手入れ、話し相手等
- ▼ボランティアとしてサービスを提供する場合
- ▼登録：協力会員として社会福祉協議会に登録します。
- ▼サービス提供：社会福祉協議会から依頼を行います。
- ▼謝礼：1時間につき上里町商品券(500円)



「支え合い・助け合いのまちづくり」
 かみさと高齢者等支え合いサービス

「高齢者等生活応援隊」

■生活困窮者自立支援制度

対象者…生活に困っている方、収入が少なく家計が厳しい方、将来が不安な方、仕事や住むところがない方、家族のことで悩んでいる方、社会に出るのが怖い方など

支援内容…自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労支援準備、住宅確保給付金、学習支援事業

相談先…アスポート相談支援センター埼玉北部

【☎048-577-6883】

※相談無料、秘密厳守。

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

■労働相談・メンタルヘルス相談

長時間労働・残業代未払い、パワハラ、突然解雇されたなど職場のお悩みをご相談ください。相談無料・秘密厳守です。

○若者労働ホットライン(電話)

相談日…第2・4土曜日

受付時間…(電話)午前10時～午後4時

相談員…社会保険労務士

○労働相談(電話・来所)

相談日…月曜日～金曜日

受付時間…(電話)午前9時～午後4時30分

(来所)午前9時～午後4時

相談員…労働相談員(県職員)

○働く人のメンタルヘルス(来所・要予約)

相談日…水曜日

受付時間…①午後1時30分から

②午後3時から

相談員…産業カウンセラー

※弁護士に特別労働相談(面接・要予約)もあります。

※年末年始・祝日を除きます。

相談・予約・問合せ…埼玉県労働相談センター

【☎048-830-4522】

■子育てハッピー県営住宅 入居者募集

対象者…夫婦がともに39歳以下の世帯(子どもの有無は問いません。)

収入等の各種条件があります。

※募集案内は町役場2階まち整備課で配布。

申込方法…7月21日(土)(消印有効)までに埼玉県住宅供給公社に郵送

問合せ…埼玉県住宅供給公社

【☎048-829-2875】

■農地バンクに登録しましょう!

農業委員会では、農地の所有者による「農地を貸したい・売りたい」という情報や、農業者による「農地を借りたい・買いたい」という情報を集めています。お寄せいただいた情報は農地バンクに登録され、必要な方に農地情報を提供いたします。

上里町には意欲のある農業者が多くいます。農地の有効利用のため、ぜひ情報をお寄せください。

問合せ…農業委員会事務局【☎35-1235】

■離職中の看護職の方は届出を

看護職の資格をお持ちで就業していない方は、県ナースセンターへの届出が努力義務になりました。転居や出産育児等で離職した方は届出をお願いいたします。

届出方法…埼玉県看護協会HP上の「とどけるん」のページから入力

※詳細はお問合せください。

問合せ…埼玉県ナースセンター【☎048-824-7220】

国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」は平成30年9月までの特例となっています。

後納制度を利用するには、申込が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※すでに老齢基礎年金を受給している方等は、後納制度の利用はできません。

○後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

①将来受け取る年金額が増加します。

②年金の受給資格が得られる可能性があります。

国民年金保険料専用ダイヤル【☎0570-011-050】

健康保険課医療年金係【☎35-1222】